

公益財団法人どうぶつ基金さくら猫事業の活用について

芦屋町が登録している公益財団法人どうぶつ基金のさくら猫事業では、毎月1日～5日に、どうぶつ基金へ翌月分の手術チケットを町が申請する必要があります。

このため、TNR 活動を実施し、町が登録しているさくら猫事業を活用されたい場合は、活動する月の前々月の25日（土日祝日の場合は前営業日）までに、環境住宅課環境・公園系の窓口にて申請書に記入をお願いします。

翌月の1日～5日の町の申請に対し、その月の中旬から下旬ごろ、活動月のどうぶつ基金より手術チケットが配当されます。配当された手術チケットについては、環境住宅課環境・公園係窓口にて申請者へ交付します。

ただし、多くの自治体や団体、個人の申し込みがあることや、どうぶつ基金の予算などにより、申請どおりの枚数が配当されるとは限りません。この場合、申請書の提出順に手術チケットを割り振り、申請者へ連絡します。手術日については、手術チケットの配当後に指定病院へ申請者で予約してください。

（例）5月に手術をしたい場合

- ①3/25 までに環境・公園係へ申請。
- ②4/1～5の間に環境・公園係がどうぶつ基金に申請。
- ③4月中旬から下旬ごろ、どうぶつ基金より手術チケットが配当。
- ④環境・公園係より申請者へ手術チケット交付。
- ⑤申請者にて、指定病院に手術日を予約。
- ⑥手術日までに猫を捕まえておき、病院まで運搬。
- ⑦手術後、翌日以降に猫を元の場所に返し、環境・公園係へ報告書を提出。

○さくら猫活動手術チケット交付における主な注意事項

- ・ 飼い猫ではないこと。
- ・ 手術後の保護を目的とした申請ではないこと。
- ・ 猫は申請者にて、手術日までに捕まえておくこと。
 - ※捕獲器をお持ちでない場合は、数に限りはありますが、貸し出しもできます。
 - ※町では猫は預かれません。必ず手術日までにご自身で捕まえてください。
- ・ 猫は手術日の翌日以降に元の場所に戻すこと。
- ・ 芦屋町内で捕まえた猫であること。
（捕獲場所の写真の提出が必要です。）
- ・ 必ず元の場所に猫を放すこと。

※猫が捕まえられず、手術チケットのキャンセルが続くと、町への手術チケットの配当が減少される可能性がありますので、あらかじめ捕獲器の設置期間を長くして、捕まえた猫に慣れさせるなどの対応をお願いします。